

竹内議員

説明資料

西別院町と川西市の生活圈

生活圈は市域を越えています

西別院町は、兵庫県川西市が最も近く、日常生活圏がつながっています。

- 買い物・通院・子育て支援など多くの場面で川西市を利用
- 市境よりも「近くて安心できる場所」が生活圈

こんな声がありました



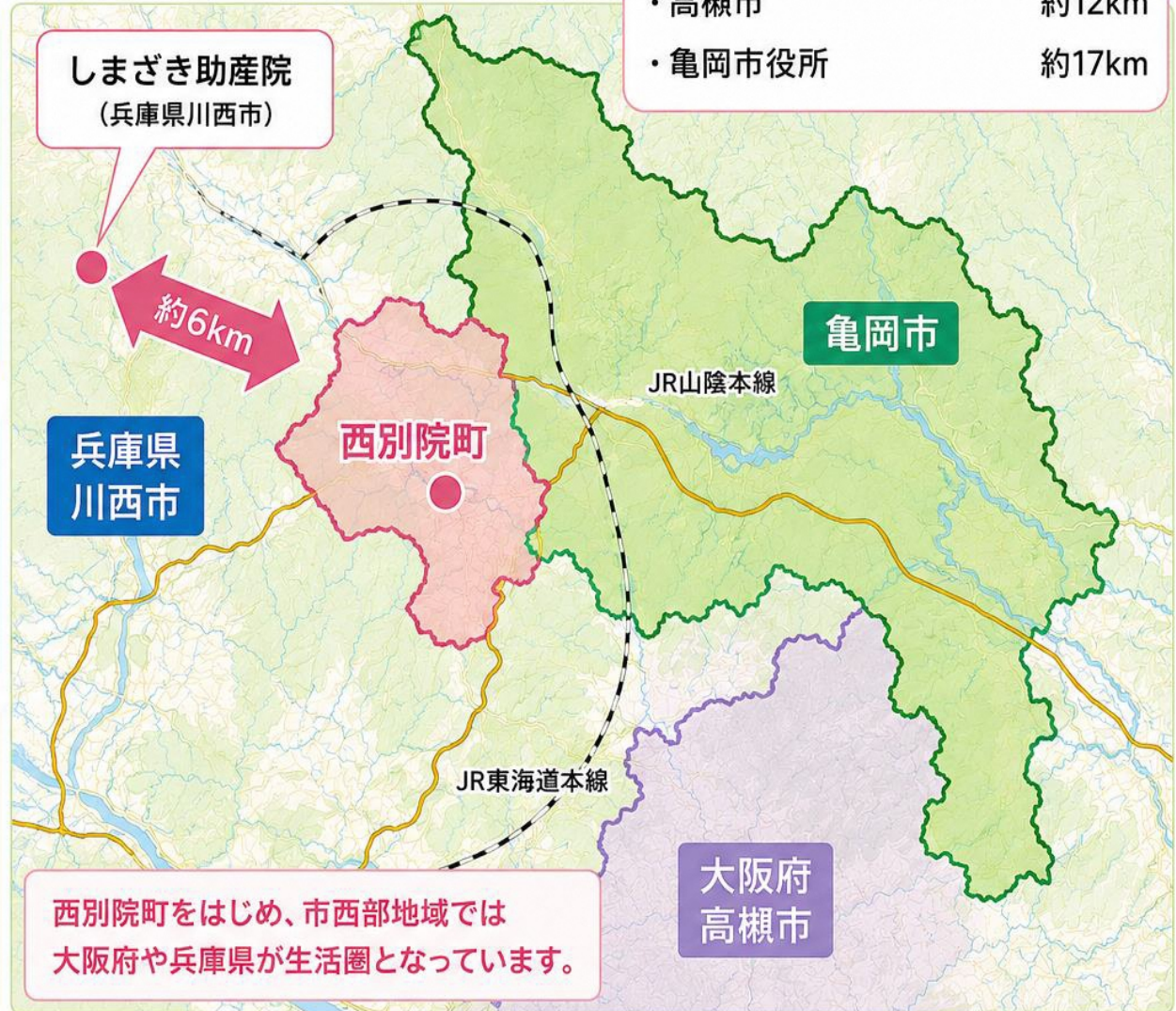
「兵庫県川西市のしまぎ助産院を利用したい」

実際に利用している亀岡市民も複数います。

市民にとって大切なのは…

- ✓ 京都府か兵庫県かではなく
- ✓ 市内か市外かでもなく

安心できる場所で
支援を受けられること





亀岡市と近隣自治体の産後ケア比較

近隣自治体では**生後1歳まで**利用可能。亀岡市は**原則生後4か月まで**

自治体	京都府	兵庫県	大阪府		
	亀岡市	川西市	高槻市	茨木市	枚方市
対象年齢 <small>(対象となるお子さんの年齢)</small>	生後4か月 ※内容によっては、 生後1歳になるまで	生後1歳未満	生後1歳未満	生後1歳未満	生後1歳未満
利用できる方法	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 ・日帰り型 ・訪問型 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 ・日帰り型 ・訪問型 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 ・日帰り型 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 ・日帰り型 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 ・日帰り型 ・訪問型
利用回数(上限)	合計10日 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 2日 ・日帰り型 4日 ・訪問型 10日 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 7日 ・日帰り型 50時間 ・訪問型 14時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 7日 ・日帰り型 7日 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 6泊7日 ・日帰り型 7回 	合計 7日
宿泊型 自己負担額 <small>(1回あたり)</small>	24時間 6,000円	1日 3,100円 1泊2日 6,200円	24時間 2,000円	1泊2日 午前10時～翌午後7時 5,500円	24時間 3,100円

制度はあるのに、利用できる場所が自治体で制限されています。

→ 一番近くて安心できる施設を利用したい!

西別院在住のお母さんの声

- ✓ 市外の施設の方が近いのに利用できない
- ✓ 制度上利用不可
- ✓ 移動負担が増え、育児負担も増える



産後ケアは「距離」も大切な支援です。自治体の壁を越えた利用を可能にしましょう!

なぜ産後ケアが必要なのか

産後ケアは「お母さんのわがまま」ではなく、赤ちゃんと家族を守るための支援です

お母さんを取り巻く現状

- ✓ 近くに親族がない
- ✓ 地域のつながりが薄い
- ✓ 核家族化
- ✓ 父親も仕事で忙しい



お母さん一人で抱え込みやすい時代に

出産は交通事故レベルとも言われるほど体に大きなダメージがあります

睡眠不足

昼も夜もなく育児が始まる

孤独・不安

「ちゃんと育てなきゃ」というプレッシャー



この状態が続くと…

- ✓ 産後うつ
- ✓ 育児不安の増大
- ✓ 児童虐待リスクの高まり
- ✓ 夫婦関係の悪化
- ✓ 孤立の深刻化

赤ちゃんの健やかな成長や家族の安心に影響を及ぼします

だからこそ、産後ケアが大きな支えになります

話を聞いてもらえる



育児を教えてもらえる



少し眠れる・休める



「一人じゃない」と感じられる



昔、近所のおばちゃんや祖父母が自然に担っていた支え合いを、今の時代に合わせて社会で補う仕組みが「産後ケア」です。



大切なこと

赤ちゃんを守るには、まずお母さんを守ること。そして安心した家庭環境は、子どもの未来にもつながります。

産後ケアは“福祉”ではなく **未来への投資** です

こども家庭庁 産後ケア事業について

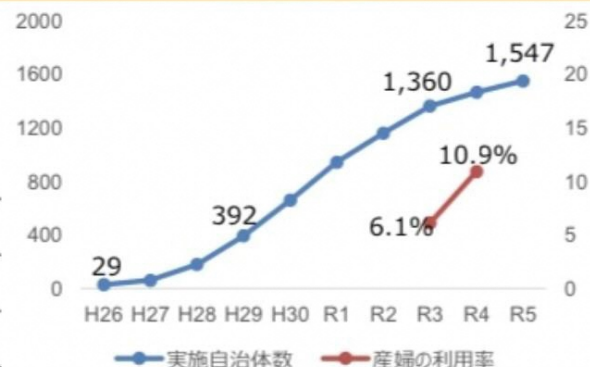
産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R2年度	・ガイドラインを改定
R3年度	・ 産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R4年度	・ 住民税非課税世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R5年度	・ ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・ すべての世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R6年度	・ 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ 産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R7年度 (予定)	・ 「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2） ・姉妹や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設（概算要求）

実施状況



- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**
- ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。**
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める。**

国 : **基本指針**を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等**を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

➢ **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

国は産後ケア事業のユニバーサル化を進めています

～ 誰もが必要なときに、必要な支援を受けられる社会へ～

産後ケアの考え方が変わっています

これまで

支援が必要な人
への制度



これから (国の方向性)

誰もが必要に応じて
利用できる制度



産後ケアは、特別な支援ではなく、
子育て世代を支える社会基盤です。

国の主な取組 (こども家庭庁・厚生労働省)

- ✓ 産後ケア事業の全国的な拡充
全ての子育て家庭が、産後ケアを利用できる環境の整備を推進
- ✓ 利用者負担の軽減・無償化の推進
経済的負担の軽減により、利用しやすい仕組みづくりを推進
- ✓ 利用期間・回数の柔軟化
対象月齢や利用回数の拡大など、自治体の取組を後押し
- ✓ 多様な実施形態の整備
訪問型・通所型・宿泊型など、地域の実情に応じた体制整備を支援
- ✓ 広域的な連携の推進
市町村の枠を越えた連携により、切れ目のない支援体制を構築

令和6年度から
「産後ケア事業の
ユニバーサル化」を
目指して推進中!



産後ケアの充実は、さまざまな課題の解決につながります

産後うつ予防



心のケアで、
笑顔の子育てを応援

虐待の予防



孤立を防ぎ、
安心できる家庭環境に

孤立の防止



「一人じゃない」と
感じられる社会へ

夫婦関係の安定



産後の負担を共有し、
支え合える関係づくり

少子化対策



安心して産み育てられる
まちづくりへ

赤ちゃんを守るには、
まずお母さんを守ること。

そして安心できる家庭環境は、
子どもの未来につながります。



➡ 国のユニバーサル化の流れを踏まえ、生活圏に合わせた **広域連携**や**制度の充実**が求められています。

空き家は“負動産”ではない。 “地域資源”である。

これまでの発想

管理の
負担

税金の
負担

地域の
リスク



負動産



これからの発想

 関係人口

 二地域居住

 官民連携

 地域価値向上

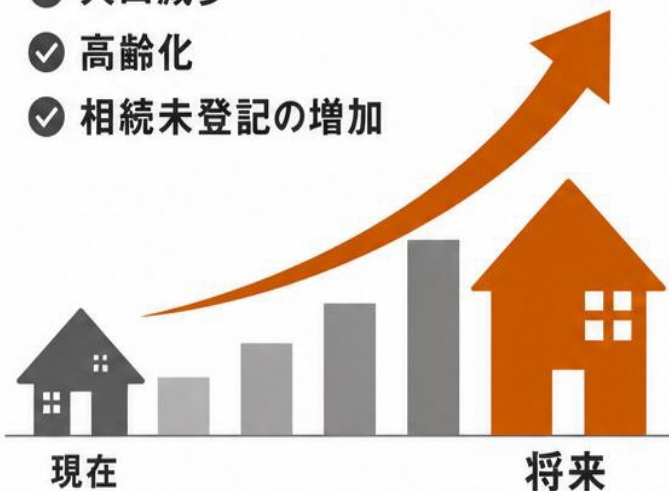


空き家を活かすことが、**地域の未来**をつくる。

人口減少時代、 空き家はさらに増加する。

今後さらに増加

- ✓ 人口減少
- ✓ 高齢化
- ✓ 相続未登記の増加



地域への影響



景観



防災



通学路



コミュニティ



地域価値



空き家問題は、地域全体の経営課題。

空き家バンクだけで、 本当に解決できるのか。

従来の課題



登録まで至らない
(相続・所有者不明など)



受け身・待ちの施策



管理不全のまま増加



相談・活用の仕組み不足



これからの方向性



二地域居住



関係人口の創出



官民連携で活用



地域価値の向上



必要なのは、**戦略的活用**への転換。

放置された空き家は、 地域リスクになる。

放置すると…



倒壊・崩落



火災の危険



不法侵入・犯罪



景観の悪化

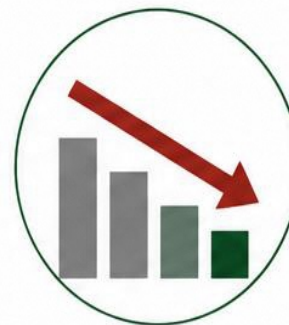


通学路の危険

地域への影響



地域イメージ
低下



周辺地価の
下落



コミュニティの
衰退



“活用されない空き家”が、
地域全体の価値を下げる。

人口減少時代、 行政だけでは地域は守れない。

—— 必要なのは「官民連携」 ——

行政の役割



制度・公共性
を担う



官民連携
で地域を支える

民間の役割



専門性・現場力
を担う



地域の未来をつくるのは、
行政と民間の力の掛け合わせ。

井原市の視察でわかったこと



どこへ相談したらいい **分からない!**

空き家の悩みは多岐にわたる!

- 空き家になりそう
- 相続が不安
- 登記が古いまま
- 家財や仏壇が残っている

- 解体費用が心配
- 農地や山林もある
- 子どもが戻らない
- 活用方法が分からない

相談がないのではない
相談先が分からない!



問題がなかったのではない
問題が見えていなかった!

井原市の事例

常設窓口開設後

4月
76件



5月
50件超

相談が
一気に
顕在化!

行政だけでは解決できない

- 不動産
- 建築
- 司法書士
- 商工会議所
- 地域団体

多様な専門家や地域団体との連携が不可欠!

**官民連携型
ワンストップ窓口へ**



相続・登記・管理・活用・
移住・二地域居住まで
一体的に対応

すべての相談の入口となる **官民連携型ワンストップ窓口** が必要です!

井原市視察で見た「空き家相談センター」



担当者から直接ヒアリング



井原市の皆さまと



空き家相談センターの案内



井原市空き家相談センター前で



わかりやすい窓口案内

井原市で実施されている取組

1 空き家相談センターを常設



市民がいつでも相談できる専用窓口を設置。相談しやすい環境を整備。

2 空き家の悩みをワンストップで受付



売却・管理・活用・相続など、さまざまな相談を一つの窓口で対応。

3 行政・専門家・地域団体が連携



不動産・建築・司法・福祉・地域団体など多様な専門家と連携し、課題を解決。

相談の入口を一つにすることが、**空き家対策の第一歩**です!

国も動き出している。 空き家管理活用支援法人

国の新制度

空き家管理活用支援法人
(2023年創設)



相談対応



相続支援



管理・見守り



活用支援



専門家連携

官民連携でワンストップ支援へ

官民連携のイメージ



専門性を持つ民間と連携し、持続可能な空き家対策へ。

“住まなくても関われる” 時代へ。

これからの地域との関わり方

二地域居住



都市と地域を行き来する暮らし

関係人口



地域に関わり、支える人を増やす



支えるのが「特定居住支援法人」



“住む”から“関わる”へ。地域の未来を支える新しい選択肢。

“住民”の概念が変わる。 関係人口を増やす時代へ。

これまで

定住人口だけを追う時代



“住む人”が減れば、地域も縮小する

これから

関わる人を増やす時代



訪れる

関わる

応援する

支える

住まなくても、地域を**支える人**を増やす



“**関わる人**”の力が、地域の未来をつくる。

どこへ相談すればいいか “分からない”

空き家の悩みは多岐にわたります。
だからこそ、**放置される前に相談できる仕組み**が必要です。



“放置される前”に、誰もが気軽に相談できる**官民連携型ワンストップ窓口**を！



制度をつなぐ
人をつなぐ
地域をつなぐ

多様な制度と人のつながりで
新しい地域の未来をつくる!

空き家

関係人口

二地域居住

**ふるさと
住民登録**

官民連携

- 行政
- 民間団体
- 商工会議所
- 不動産
- 専門家



**関係人口の
拡大**



**二地域居住の
推進**



**空き家の
活用促進**



**地域経済の
活性化**



**持続可能な
地域づくり**

つなげることで、

- ✓ 人口減少を乗り越える
- ✓ 地域の担い手を増やす
- ✓ 地域の価値を高める

人口減少時代の新しい地域戦略へ!